常任観光建設委員会要点記録

- ○開会日時 令和4年6月20日(月) 午前10時
- ○場 所 伊東市役所第2委員会室
- ○出席委員 6名

1 番 佐藤 周君 2 番 仲田佳正君

3 番 四宮和彦君 4 番 鳥居康子君

5 番 大川勝弘君 6 番 浅田良弘君

○出席議員 1名

議員杉本一彦君

○説明のため出席した者 12名

副 市 長 中村一人君

観光経済部長 西川豪紀君

同観光課長草嶋耕平君

同産業課長稲葉信洋君

同公営競技事務所長 福 西 淳 君

建設部長石井裕介君

建設部次長兼建設課長 髙田郁雄君

同建築住宅課長杉山英仁君

同都市計画課長 勝亦俊介君

上下水道部長 鈴木正治君

同下水道課長 小澤 剛君

同 水 道 課 長 山 田 昌 弘 君

○出席議会事務局職員 2名

局長補佐 森田洋一 主 事 野田昌伸

- ○会議に付した事件
- 1 市議第 6号 伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例
- ○会議の経過概要
- ○委員長(鳥居康子君)開会する。
- ○委員長(鳥居康子君)この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了して

いるので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(鳥居康子君) 異議なしと認め、さよう決定した。
- ○**委員長**(鳥居康子君)日程第1、市議第6号 伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

- ○3番(四宮和彦君)条例が引用している法律の名称変更に伴うものだが、名前が変わったということはそれなりに法律の中も変わったと思われる。実際、項ずれも起きているということは、参照条項がずれているわけであるので、改正によってどのような法律に変わり、条例に対する影響としてどのようなものが考えられるか伺いたい。
- ○都市計画課長(勝亦俊介君)法律の改正については、いくつかあり、一つは市場連動型の導入支援ということで、今までの固定買取価格制度をもう少し柔軟に、市場価格に連動させる形にしたものである。再生可能エネルギーのポテンシャルをいかす系統を増強することが一つ、再生可能エネルギー発電設備の適切な廃棄をうたったものが一つ、もう一つが認定失効制度を新たに定めたというところが今回の法律の改正である。条例に対する影響は、条例としては再生可能エネルギー発電設備の定義と、太陽光というところの定義を引用しているだけであるため、特に運用上は影響がないと考えている。
- ○3番(四宮和彦君)条例のほうの引用がある意味、発電設備に関する定義に限定されているので、その他の規制要件については影響はないという答弁であると思う。そうすると、聞くことが条例の中身についてはほぼ何もないということになってしまう。せっかくなので、法律のことについて伺うが、いわゆるFIT価格が高すぎたから市場連動型にするだとかということがあると思うが、その他の例えば廃棄方法とかも新たに規定されているが、罰則が設けられた法律になっているのか伺う。
- ○都市計画課長(勝亦俊介君)そのあたりまで確認していなくて申し訳ない。発電設備の廃棄 については費用の積立てが義務化されているところである。
- ○委員長(鳥居康子君) ほかに質疑はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長**(鳥居康子君)質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。 これより討論に入る。発言を許す。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(鳥居康子君)討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第6号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者举手〕

- ○委員長(鳥居康子君) 挙手全員である。よって、さよう決定した。
- ○委員長(鳥居康子君)以上で日程全部を終了した。委員会審査報告の案文については、正副委員長に一任願う。
- ○委員長(鳥居康子君)これにて常任観光建設委員会を閉会する。
- ○閉会日時 令和4年6月20日(月)午前10時 4分(会議時間4分)

以上の記録を認める。

令和4年6月20日

委員長 鳥 居 康 子